

役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清栄会の役員、評議員等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、評議員及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表により交通費及びまかない費を支払うことができる。

(理事長及び法人本部長の報酬)

第4条 理事長及び法人本部長が法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

2 理事長は次の業務を行う。

- (1) 事業所・施設の業務指導監督
- (2) 管理者及び法人本部業務の決済
- (3) 定款細則第31条に定める理事長先決事項の事務
- (4) 定期定例会(毎月)の開催
- (5) その他、法人の運営に関する全て

3 法人本部長は次の業務を行う。

- (1) 理事会に関すること
- (2) 諸規程の整備に関すること
- (3) 財産の取得、管理及び処分に関すること
- (4) 資金の計画、調達及び運用に関すること
- (5) 登記に関すること
- (6) 職員の人事に関すること
- (7) 事業計画及び予算に関すること
- (8) 事業報告及び決算に関すること
- (9) 本部会計に関すること
- (10) 現況の報告に関すること。
- (11) 許認可等各種申請に関すること
- (12) 目的事業の進行管理に関すること
- (13) 業務管理体制に関すること
- (14) 法人運営会議の運営に関すること
- (15) その他理事長が指示した事項に関すること

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表により日当及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)

第6条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経て評議員会の承認を得なければならない。

付 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日より適用する
- 2 この規程は、平成26年10月10日より適用する
- 2 この規程は、平成29年4月1日より適用する